

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 職員の旅費に関する条例(昭和二十八年広島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。 四 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。 五 (略) 六 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。)(その他の人事委員会規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。))であつて、県と旅行役務提供契約(旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第八項において同じ。)を締結したものをいう。	(用語の定義) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。 四 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。 五 (略)

2| この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)第四条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者について各任命権者が人事委員会に協議して定

(旅費の支給)

第三条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一―三 (略)

3・4 (略)

5| 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6| 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7| 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他人事委員会規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8| 第一項、第二項及び第四項から第六項までに規定する場合において、県が旅行役務提供者に基つき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第四条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算

めるこれに相当する職務をいうものとする。
3| この条例において「何何地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。

(旅費の支給)

第三条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一―三 (略)

3・4 (略)

5| 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6| 第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令)

第四条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算

上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができ。
3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿に人事委員会規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、これを通知するいとまがない場合には、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)
第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
3 (略)

上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができ。
3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五條第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。但し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し若しくは取消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに、当該旅行命令簿等を当該旅行者に提示しなければならない。
5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)
第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令簿に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
3 (略)

(旅費の種類)
第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。
2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。
7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

2 第六條 旅費は、旅行に要する実費を弁償する ためのものとして次項で定める種目及び内容 に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及 び方法により旅行した場合によつて計算する。 ただし、公務上の必要又は天災その他やむを 得ない事情により経済的かつ合理的な通常の 経路又は方法により旅行し難い場合には、そ の現によつた経路及び方法によつて計算する。 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、そ の他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手 当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、 これらの内容については、この条例及び人事 委員会規則の定めるところによる。	9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転 について、路程に応じ一定距離当りの定額に より支給する。 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移 転について、当該移転のために当該移転先以 外の場所で宿泊を要した場合に、実費相当額 により支給する。 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の 移転について、支給する。 12 第二十二条第一項に規定する旅行について は、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を 旅費として支給する。
(旅費の計算、種目及び内容) 第七條 旅費は経済的かつ合理的な通常の経路 及び方法により旅行した場合の旅費により計 算する。ただし、公務上の必要又は天災その 他やむを得ない事情により経済的かつ合理的 な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場 合には、その現によつた経路及び方法によつ て計算する。 (旅費の計算) 第八條 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規 定に該当する場合を除く外、旅行のために現 に要した日数による。ただし、公務上の必要 又は天災その他やむを得ない事情により要し た日数を除く外、路程四百キロメートルにつ いて一日の割合をもつて通算した日数をこえ ることができない。 2 前項ただし書の規定により通算した日数に 一日未満の端数を生じたときは、これを一日 とする。 3 第三條第二項の規定に該当する場合には、 旅費計算上の旅行日数は、第一項ただし書及 び前項の規定により計算した日数による。	第九條 旅行者が同一地域（第二條第三項に規 定する地域区分による地域をいう。以下同じ。） に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊 料は、その地域に到着した日の翌日から起算 して滞在日数三十日を超える場合にはその超 える日数について定額の一割、滞在日数六十 日を超える場合にはその超える日数について 定額の二割に相当する額をそれぞれの定額か ら減じた額による。 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日 数は、前項の滞在日数から除算する。 第十條 一日の旅行において旅行雑費又は宿泊

料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料の額による。

第十一条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（鉄道賃）

第七条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道をいう。次項及び第十条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用
2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときには最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第十二条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

（鉄道賃）

- 一 その乗車に要する運賃
- 二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- 三 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- 四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第二号に規定する急行料金及び同項第三号に規定する特別車両料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道六十キロメートル以上のもの
二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの
3 第一項第四号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百二十キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第八条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次項及び第十条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するとき、最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第九条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第十条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

第十三条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

五 第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。

（航空賃）

第十四条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第十五条 車賃の額は、実費額による。ただし、職員が任命権者の承認を受けて自家用車により旅行する場合には、一キロメートルにつき任命権者の定める額とする。

2 前項ただし書に規定する車賃は、全路程を

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃 二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃 三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡し自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用 四 前三号に掲げる費用に付随する費用 2 前項第三号に定める移動に直接要する費用のうち、職員が任命権者の承認を受けて当該職員の所有等する自家用自動車（以下「自家用車」という。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、一キロメートルにつき任命権者の定める額を乗じて得た額とする。 3 前項の路程は、当該旅行につき自家用車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	通算して計算する。ただし、第十一条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。 3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
（宿泊費） 第十一条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。	（旅行雑費） 第十六条 旅行雑費の額は、交通手段の区分に応じた別表第一の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊した場合の旅行雑費の額は、別表第一の公共交通機関を利用した場合の県外旅行の額とする。 第十七条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。
（包括宿泊費） 第十二条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第七条から第十条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。	
（宿泊手当） 第十三条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、	（食卓料） 第十八条 食卓料の額は、別表第一の定額による。

通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める一夜当たりの定額とする。

（転居費）

第十四条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十六条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第十五条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第十六条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新住居地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第七条から第十条までの規定による交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、

2| 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（移転料）

第十九条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2| 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3| 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第二十条 着後手当の額は、別表第一の旅行雑費のうち、公共交通機関を利用した場合の県外旅行の額の五日分の範囲内で赴任に伴う住所又は居所の移転のために移転先以外の場所（現に宿泊を要した日数分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分の範囲内で赴任に伴う住所又は居所の移転のために移転先以外の場所（現に宿泊を要した夜数分を考慮して任命権者が定める額による。）

（扶養親族移転料）

第二十一条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額

1 十二才以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
2| 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

（退職者等の旅費）
第十七条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

2| 十二才未満六才以上の者については、1| に規定する額の二分の一に相当する額
3| 六才未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額。但し、六才未満の者を三人以上随伴するときは、二人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。

二| 前号の規定に該当する場合を除く外、第十九条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）をこえることができない。

2| 前項第一号1から3までの規定により鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
3| 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前二項の規定を適用する。

（日額旅費）

第二十二條 第六條第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することとを適当と認めて任命権者が指定するものとする。

2| 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

第二十三條及び第二十四條 削除

（退職者等の旅費）

第二十五條 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一| 職員が出張中に退職者となつた場合には、次に規定する旅費
1| 退職等となつた日（以下「退職等の日

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。	(遺族の旅費) 第十八条 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。	(その他県費を支弁して旅行させる必要がある場合の旅費) 第十九条 第三条第五項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が人事委員会に協議して定めるものとする。	(旅費の支給額の上限) 第二十条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第七
「という。」にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費 2 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費 二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費	(遺族の旅費) 第二十六条 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。 一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費 二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費 2 遺族が前項の規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第五号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。 3 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十一条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。		

条第一項各号、第八条第一項各号、第九条第一項各号並びに第十条第一項各号及び第二項に掲げる各費用について、当該各条及び第六条第一項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2| 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十一条、第十二条、第十四条、第十五条及び第十六条第一項並びに第六条第一項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（外国旅行の旅費）

- 第二十一条 外国旅行については、国家公務員の外国旅費の例に準じて任命権者が定める額を旅費として支給する。

（旅費の調整）

- 第二十二条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2
（略）

第二十三条 （略）

（旅費の返納）

- 第二十四条 知事又は予算の執行について知事の委任を受けた者若しくは機関（以下「収支等命令者」という。）は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2| 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、収支等命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該収支等命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3| 前項に規定する給与の種類は、人事委員会

- （外国旅行の旅費）
第二十七条 外国旅行については、国家公務員の外国旅費（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第六条第十二項に規定する支度料を除く。）の例に準じて任命権者が定める額を旅費として支給する。

（旅費の調整）

- 第二十八条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2
（略）

第二十九条 （略）

規則で定める。

第二十五条 (略)

附則

1・2 (略)

3 第七条第一項第五号に規定する特別車両料金及び第八条第一項第四号に規定する特別船室料金は、任命権者が知事に協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、支給しない。

4 (略)

第三十条 (略)

附則

1・2 (略)

3 第十二条第一項第三号に規定する特別車両料金及び第十三条第一項第五号に規定する特別船室料金は、任命権者が知事に協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。次項において同じ。）のため支給するものを除き、当分の間、支給しない。

4 第十三条第一項に規定する船賃の額については、任命権者が知事に協議して定める旅行のため支給するものを除き、当分の間、同項第二号中「上級」とあるのは、「下級」として同号の規定を適用する。

5 (略)

別表第一及び別表第二を削る。

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の額等) 第三条 (略) 一―四 (略) 五 知事等に支給する給料の額は、別表第三のとおりとする。 2・3 (略) (費用弁償の支給及びその種目) 第五条 (略) 2・3 (略) 4 前三項の規定により支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。 5 (略) (旅費の種目) 第六条 知事等に支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。 (実費弁償の種目)	(給与の額等) 第三条 (略) 一―四 (略) 五 知事等に支給する給料の額は、別表第三のとおりとする。 2・3 (略) (費用弁償の支給及びその種類) 第五条 (略) 2・3 (略) 4 前三項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。 5 (略) (旅費の種類) 第六条 知事等に支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。 (実費弁償の種類)

第七条 第二条第四項に規定する者に支給する実費弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

(費用弁償等の額)

第八条 県議会議員及び委員会の委員等に支給する費用弁償の額を算出するに当たつては、職員の旅費に関する条例(昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下「旅費条例」という。〔第七条から第十三条まで及び第二十条の規定を準用する。この場合において、旅費条例第七条第二項及び第八条第二項中「最下級」とあるのは「最上級」と、第九条第二項中「最下級の運賃の額」とあるのは「現に支払つた運賃の額」と、第十一条中「地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第十一号の指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じて別に定める額」と読み替えるものとする。2| 前項の規定にかかわらず、同項の規定による費用弁償の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。3| 附属機関の委員等及び非常勤職員に支給する費用弁償の額は、一般職の職員との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。ただし、労働委員会の幹旋員及び精神保健指定医に支給する費用弁償の額は、旅費条例の規定による一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。

4| 知事等に支給する旅費の額を算出するに当たつては、旅費条例第七条から第十六条まで及び第二十条の規定を準用する。この場合において、旅費条例第七条第二項及び第八条第二項中「最下級」とあるのは「最上級」と、第九条第二項中「最下級の運賃の額」とあるのは「現に支払つた運賃の額」と、第十一条中「地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第十一号の指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じて別に定める額」と読み替えるものとする。

5| 前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する旅費の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。

第七条 第二条第四項に規定する者に支給する実費弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

(費用弁償等の額)

第八条 県議会議員及び委員会の委員等に支給する費用弁償の額は、別表第二のとおりとする。ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。

2| 附属機関の委員等及び非常勤職員に支給する費用弁償の額は、一般職の職員との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。ただし、労働委員会の幹旋員及び精神保健指定医に支給する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下「旅費条例」という。)の規定による一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。3| 知事等に支給する旅費の額は、別表第三のとおりとする。ただし、着後手当及び扶養親族移転料の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。

4| 前項本文の規定にかかわらず、別表第三の規定による旅費の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する旅費の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。

6 (略)	5 (略)
(招集等に係る費用弁償) 第九条 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席した場合には、公務諸費を支給する。 2 (略) 3 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席するため旅行したときに支給する鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費は、県議会議員があらかじめ県議会の議長に届け出た経路及び方法であつて県議会の議長が合理的と認める経路及び方法により計算する。 4 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席するため自家用車により旅行した場合のその他の交通費の額は、前条第一項の規定にかかわらず、県議会の議長が別に定める額とする。	(招集等に係る費用弁償) 第九条 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席した場合には、第五條第四項の旅行雑費に代えて公務諸費を支給する。 2 (略) 3 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席するため旅行したときに支給する鉄道賃、船賃及び車賃は、県議会議員があらかじめ県議会の議長に届け出た経路及び方法であつて県議会の議長が合理的と認める経路及び方法により計算する。 4 県議会議員が招集に応じ、又は委員会等に出席するため自家用車により旅行した場合の車賃の額は、前条第一項の規定にかかわらず、県議会の議長が別に定める額とする。
(外国旅行の旅費等) 第十条 第二條第一項から第三項までに規定する者が職務のため外国旅行をしたときは、費用弁償又は旅費を支給するものとし、その種目は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類の例によるものとする。 2 (略)	(外国旅行の旅費等) 第十条 第二條第一項から第三項までに規定する者が職務のため外国旅行をしたときは、費用弁償又は旅費を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類の例によるものとする。 2 (略)
附 則 1・2 (略) 3 県議会議員、委員会の委員等及び知事等に支給する費用弁償又は旅費のうち鉄道賃及び船賃の額について旅費条例の規定の例により算出する場合においては、旅費条例附則第三項の規定は適用しない。ただし、旅費条例第三條第一項第五号に規定する特別車両料金は、当分の間、一の都道府県の区域内の旅行には支給しないものとし、二以上の都道府県の区域にわたる旅行には知事等について当該特別車両料金の額の二分の一を超えない範囲内において知事が定める額を支給しないことができる。	附 則 1・2 (略) 3 県議会議員、委員会の委員等及び知事等に支給する費用弁償又は旅費のうち鉄道賃及び船賃の額について旅費条例の規定の例により算出する場合においては、旅費条例附則第三項及び第四項の規定は適用しない。ただし、旅費条例第十二條第一項第三号に規定する特別車両料金は、当分の間、一の都道府県の区域内の旅行には支給しないものとし、二以上の都道府県の区域にわたる旅行には知事等について当該特別車両料金の額の二分の一を超えない範囲内において知事が定める額を支給しないことができる。

別表第二及び別表第三を次のように改める。
別表第二（第三条関係）

区 分	議員報酬又は報酬			
	議長	副議長	議員	委員
県議会	月額 一、一一三、〇〇〇円	月額 九六四、〇〇〇円	月額 九〇一、〇〇〇円	月額 一一七、〇〇〇円
教育委員会	月額 一一三、二〇〇円	月額 一一七、〇〇〇円	月額 一一七、〇〇〇円	月額 一一七、〇〇〇円

[illegible]

別表第三（第二条関係）

区 分	給 料 月 額
知事	一、三八九、〇〇〇円
副知事	一、〇九一、〇〇〇円
公営企業の管理者	給与条例に定める行政職給料表の七級又は六級の職務にある職員の給料の例による額
教育長	
人事委員会の常勤の委員	九三三、〇〇〇円を超えない範囲内において、任命権者が定める額
常勤の監査委員	

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第七条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定により支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。 5 (略) 6 職務のために外国旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、国家公務員の外国旅費の例に準じて任命権者が定める額を費用弁償として支給する。	(費用弁償) 第七条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。ただし、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定する旅行については、これらの費用弁償に代えて日額旅費を費用弁償として支給する。 5 (略) 6 職務のために外国旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、国家公務員の外国旅費(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第六条第十二項に規定する支度料を除く。)の例に準じて任命権者が定める額を費用弁償として支給する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例(以下この条及び次条において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に新条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例(以下この項及び第三項において「旧条例」という。)第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第三条第六項及び第七項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

3 新条例第二十四条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反し

て旅費の支給を受けた場合について適用する。

（人事委員会規則への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、新条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の経過措置）

第四条 附則第二条の規定は、第二条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、第三条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例、附則第五条の規定による改正後の公害紛争の処理に関する条例及び附則第六条の規定による改正後の土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の規定について準用する。

（公害紛争の処理に関する条例の一部改正）

第五条 公害紛争の処理に関する条例（昭和四十五年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（紛争処理の手續に要する費用） 第九条（略） 一・二（略） 三 あつせん委員、調停委員、仲裁委員、専門調査員又は職員の出張に要する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当 四（略）	（紛争処理の手續に要する費用） 第九条（略） 一・二（略） 三 あつせん委員、調停委員、仲裁委員、専門調査員又は職員の出張に要する鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料 四（略）

（土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正）

第六条 土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和二十七年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（旅費） 第二条（略） 2 前項の規定により参考人等に支給する旅費は、 <u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その</u>	（旅費） 第二条（略） 2 前項の規定により参考人等に支給する旅費は、 <u>旅行雑費、宿泊料、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃及び食卓料とし、その額は、職員</u>

額は、職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）に支給すべき額に相当する額とする。

旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）に支給すべき額に相当する額とする。

3
―
5
（略）

3
―
5
（略）